

アフタースクール休所願(兼利用料金免除申請書)

丹波市長 様

丹波市
受付印

令和 年 月 日提出

申請者 住 所 丹波市

ふりがな
代表保護者氏名

電 話 番 号 - - (父・母)

下記の理由により、丹波市アフタースクールを休所します。
また、休所期間中のアフタースクール利用料金について、免除くださるよう申請します。

【申請児童】

学校名	小学校	施設名	アフタースクール		
ふりがな 児 童 名	児童番号 ※市記入欄	生年月日	学 年	利用区分	
		H・R 年 月 日	年生	☐ 通常利用 ☐ 長期休業中利用	
		H・R 年 月 日	年生	☐ 通常利用 ☐ 長期休業中利用	
		H・R 年 月 日	年生	☐ 通常利用 ☐ 長期休業中利用	
		H・R 年 月 日	年生	☐ 通常利用 ☐ 長期休業中利用	

【申請内容】

休所期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月
休所理由	

【誓約事項】 記載内容をよく読んで、☒してください。

☐	休所期間中に一時預かりを利用した場合、利用区分に応じた利用料金を支払います。 例) 通常利用で通年利用中、8月を休所。休所期間中に、一時預かりで1日施設利用した場合。 休所が取り消しとなるため、一時預かりの日額1,000円ではなく、8月の通常利用の月額10,000円を徴収します。
☐	休所期間中のきょうだい2人目以降の利用料金減免について、利用児童に応じた利用料金を支払います。 例) 兄弟2人が通常利用で通年利用中、兄のみ休所した場合。 兄の休所期間中は弟のみの利用となるため、弟にはきょうだい2人目の減免は適用されません。
☐	入所月から休所した場合においても、スポーツ安全保険料は入所月の翌月末までに支払います。 なお、休所中に退所した場合も、スポーツ安全保険料は支払います。

※市記入欄

受付	入力
/	/

提出期限：休所希望月の前月20日まで

提 出 先：各アフタースクール

こども育成課（丹波市役所山南支所3階）